議案第15号

桐生市下水道条例等の一部を改正する条例案

桐生市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市下水道条例等の一部を改正する条例

(桐生市下水道条例の一部改正)

- 第1条 桐生市下水道条例(平成17年桐生市条例第66号)の一部を次のように改正する。
 - 第2条第14号中「1箇月」を「1か月」に改める。
 - 第9条第2項及び第14条第1項中「6箇月」を「6か月」に改める。
 - 第29条第2項ただし書中「2箇月」を「2か月」に改める。
 - 第30条第1項の表を次のように改める。

処理区域	区分	基本使用料		従量使用料	
		(1 か月につき)		(1 立方メートルにつき)	
		汚水量	使用料	汚水量	使用料
境野処理区	水道汚水	水道使用水量	1,000円	10 立方メートルを超え	76 円
及び桐生処		10 立方メート		100 立方メートルまで	
理区		ルまで		100 立方メートルを超	77 円
				え 5,000 立方メートル	
				まで	
				5,000 立方メートルを	78 円
				超えるもの	
	手くみ井	1 世帯 3 人まで	30 円	1人増すごとに	5円
	戸汚水				
	—		1,000円	10 立方メートルを超え	76 円
	汚水	ルまで		100 立方メートルまで	
				100 立方メートルを超	77 円
				え 5,000 立方メートル	
				まで	
				5,000 立方メートルを	78 円
				超えるもの	
新里処理区	水道汚水	水道使用水量	1,000円	10 立方メートルを超え	110円
		10 立方メート		るもの	
		ルまで			
		1世帯3人まで	30 円	1 人増すごとに	5円
	戸汚水				
	—		1,000円	10 立方メートルを超え	110円
	汚水	ルまで		るもの	

第30条第2項中「使用を開始した」を「その使用を再開した」に、「料金」を「使用料」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「新里処理区においては、」を削り、同項第3号を次のように改め、同項を同条第4項とする。

(3) 氷雪製造業その他の営業でその営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、公共下水道に排除した汚水量及びその算出した根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第48条第14号中「第30条第4項」を「第30条第4項第3号」に改める。 第2条 桐生市下水道条例の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表を次のように改める。

区分	基本使用料		従量使用料		
	(1 か月につき)		(1 立方メートルにつき)		
	汚水量	使用料	汚水量	使用料	
水道汚水	水道使用水量	1,000円	10 立方メートルを超える	110円	
	10 立方メートル		もの		
	まで				
手くみ井戸汚水	1世帯3人まで	30 円	1人増すごとに	5 円	
その他の汚水	10 立方メートル	1,000円	10 立方メートルを超える	110円	
	まで		もの		

第3条 桐生市下水道条例の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表中「110円」を「150円」に改める。

(桐生市小規模汚水処理場設置条例の一部改正)

第4条 桐生市小規模汚水処理場設置条例(昭和56年桐生市条例第20号)の一部 を次のように改正する。

第5条第1項の表中「1箇月」を「1か月」に、「料金」を「使用料」に、「750円」を「1,000円」に改める。

第5条 桐生市小規模汚水処理場設置条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

区分	基本使用料		従量使用料		
	(1 か月につき)		(1 立方メートルにつき)		
	汚水量	使用料	汚水量	使用料	
水道汚水	水道使用水量	1,000円	10 立方メートルを超える	110 円	
	10 立方メートル		もの		
	まで				
手くみ井戸汚水	1 世帯 3 人まで	30 円	1 人増すごとに	5円	
その他の汚水	10 立方メートル	1,000円	10 立方メートルを超える	110 円	
	まで		もの		

第6条 桐生市小規模汚水処理場設置条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「110円」を「150円」に改める。

(桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年桐 生市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第14条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 使用者が、使用月の中途において農業集落排水処理施設の使用を開始し、 休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの 使用料は、次の各号に定める使用料に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。
 - (1) 汚水量が基本汚水量の2分の1以下のとき 基本使用料の2分の1
 - (2) 汚水量が基本汚水量の 2 分の 1 を超えるとき 基本使用料及び従量使 用料
- 3 前2項の規定により算出された額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

別表第2を次のように改める。

区分	基本使用料		従量使用料		
	(1 か月につき)		(1 立方メートルにつき)		
	汚水量	使用料	汚水量	使用料	
水道汚水	水道使用水量 10 立方メートル まで	1,000円	10 立方メートルを超えるもの	110円	
手くみ井戸汚水	1 世帯 3 人まで	30 円	1 人増すごとに	5円	
その他の汚水	10 立方メートル	1,000円	10 立方メートルを超える	110円	
	まで		もの		

第8条 桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「110円」を「150円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例中第1条、第4条及び第7条の規定は平成29年10月1日から、第2条及び第5条の規定は平成30年10月1日から、第3条、第6条及び第8条の規定は平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の桐生市下水道条例第30条第1項の規定、第4条の規定による改正後の桐生市小規模汚水処理場設置条例第5条第1項の規定及び第7条の規定による改正後の桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、平成29年12月1日以降に算定する使用料につ

- いて適用し、同日前に算定する使用料(施行日以後に届出をし、使用の開始をした場合の使用料を除く。)については、なお、従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の桐生市下水道条例第30条第1項の規定及び第5条の規定による改正後の桐生市小規模汚水処理場設置条例第5条第1項の規定は、平成30年12月1日以降に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料(施行日以後に届出をし、使用の開始をした場合の使用料を除く。)については、なお、従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の桐生市下水道条例第30条第1項の規定、第6条の規定による改正後の桐生市小規模汚水処理場設置条例第5条第1項の規定及び第8条の規定による改正後の桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、平成32年6月1日以降に算定する使用料について適用し、同日前に算定する使用料(施行日以後に届出をし、使用の開始をした場合の使用料を除く。)については、なお、従前の例による。

議 案 説 明

議案第15号 桐生市下水道条例等の一部を改正する条例案

汚水処理に係る使用料について、受益者負担の原則から見直すとともに、市内における使用料体系を統一するため、所要の改正を行おうとするものです。